令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所開設者死亡（失そう宣告）届

【添付書類】

除籍抄本又は死亡診断書の写し

【留意事項】

①　戸籍法上の届出義務者が届け出ること。

※　死亡の場合、同居の家族→その他の同居者→地主、家屋・土地の管理者の順となる。

※　失そう宣告の場合、裁判所への失そう宣告を請求した者となる。

②　死亡（又は失そう宣告）年月日は、除籍抄本又は死亡診断書に記載されている年月日と合致すること。

※　「診療所廃止届」の提出は不要である。

③　診療所への確認事項

※　開設者の死亡（失そう宣告）を受けた場合、診療所は廃止扱いとなるため入院する者については、速やかに他の機関への転院等を行うこと。

※　建物を解体するまで廃止した旨を病院敷地内又は建物に掲示するとともに看板等を速やかに撤去すること。

※　診療録等、保管期間が定められているものについては、開設者の家族等が保管を行う様に依頼すること。（保管できる状況にない場合、健康福祉事務所（保健所）が相談を受けること。）

※　エックス線装置等を備えていた場合、その後の処置について（業者引き取りや産業廃棄物としての廃棄など）確認すること。

④　開設者が医師（又は歯科医師）である場合は、医師（又は歯科医師）免許証の登録まっ消手続きが必要となることを伝える。

⑤　個人（臨床研修等修了医師（又は歯科医師））による開設の場合は、開設者の死亡、失そう宣告により開設の効力を失うことになるので、相続人等が同一場所で引き続き医業を行う場合であっても、新たに診療所の開設許可等の手続きが必要となる。